内閣衆質一四七第二〇号

平成十二年四月二十五日

内 閣 総 理 大臣 森 喜 朗

衆

議院議長

伊

藤

宗

郎

殿

衆議院議員石井啓一君提出障害基礎年金の裁定請求に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

## 衆議 院議員石井啓一 君提出障害基礎年金の裁定請求に関する質問に対する答弁書

障 害基 一礎年 · 金 の 裁 定  $\mathcal{O}$ 請 求に おい 7 は、 国民年 -金法施行 行規則 昭昭 和三十五年厚生省令第十二号)第三十

を添付することとされており、 通常は、 当該傷病に係る初診時の医療機関における診療録に基づく医師 の証

障害の原因となった傷病に係る初診日を明らかにすることができる書類

明書が使用されている。

条第二

項第六号の規定により、

その

病に係る受診状況等証 かし、 当該証明書を添付できない場合は、 明書に、 医療保険 の給付に係る記録、 その旨の申立書及び最も古い受診歴のある医療機関 健康保険法施行規則 (大正十五 年内務省令第三 の当該傷

いては、  $\mathcal{O}$ 十六号) 初診 日 第四十八条第二項に規定する継続療 を確 各都道府県の地方社会保険事務局に文書により通知し、 認することのできる書類を添付して提出する取扱い 養 証 明 書、 身体障害者手帳 市町村に周知を図ってまいりたい。 としているところであ の交付申請時 0) る。 医師 この に よる診断 取 扱 1 につ 書等